

平成28年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

民事訴訟法

問1. 問題文を読み、問いに答えなさい。

YはXから土地（以下、本件土地）を買い受けて家屋（本件建物）を建て居住していたが、Xは右売買契約が通謀虚偽表示によるもので無効であると主張し、Yに対して、所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起した（以下、前件訴訟）。前訴はYが出廷せず、事実上の欠席判決で、請求認容判決が確定した。

Xが強制執行に及ぼうとしたところ、Yは前件訴訟口頭弁論終結後に本件建物をZに売却しており、現在はZが本件建物に居住していた。そこで、Xは再びZに対して、所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起した（本件訴訟）ところ、Zは自分が通謀虚偽表示の善意の第三者であると主張した。

前件訴訟確定判決の既判力は、本件訴訟にどのように作用するか。

問2. 情報が偏在する事件（たとえば、医療過誤訴訟や原発稼働差止訴訟など）において、当事者が訴えを提起する前段階で、事件に関する情報を収集する手段にはどのようなものがあるか。また、情報収集の努力にもかかわらず、自己の主張を具体的に構成し、証拠を申し出ることが困難な場合、情報を豊富に保有する相手方当事者に対して、訴訟手続中どのような手段で情報の開示を求めることができるか。